

令和6年度横浜市環境教育出前講座登録案内(環境創造局)

環境教育出前講座の 講座を募集します！

実績
(令和4年度)

実施回数:102 講座
受講者数:5,627 人

横浜市では、生物多様性の損失や地球温暖化、水・緑の保全・再生といった環境問題への理解を深めるため、市民団体・企業など専門知識を持った講師の皆様が市内の小中学校や地域に出向き講義を行う「環境教育出前講座」を実施し、毎年多くの方に受講いただいています。

このたび、令和6年度の環境教育出前講座実施に際し、生物多様性や環境問題について豊富な知識と経験を持つ市民団体、企業等が実施する講座を募集します。

なお、講座実施時に横浜市からの広報印刷物等の配布をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

1 要件

次の条件を全て満たす団体・講座とします。

- (1) 原則、横浜市内に活動拠点を有する団体・事業者であること。なお、環境教育出前講座事務取扱要領第8条第2項に該当し、かつ、本市域内での講座の実施が可能である場合は、この限りではない。
- (2) 環境教育に関して豊富な知識と講座実施の経験があり、利用団体等との事前調整が可能な団体・事業者であること。
- (3) 生物多様性、地球温暖化、身近な自然、動物・植物、資源循環、その他環境に関する講座であること。
- (4) 学校向けの場合、学習指導要領等を参考にした児童・生徒等の学年、学習進度等に対応した講座であること。
- (5) 特定の団体・製品の宣伝または批判を行わないものであること。
- (6) 特定の宗教・思想の宣伝や勧誘または批判を行わないものであること。

2 講座登録の手続き

横浜市電子申請・届出システムで事業者として利用者登録していただくうえで、同システムの講座登録申請フォームから手続きしてください。

(1) 手順

① 横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

※事業者として利用登録してください。



①電子申請・届出システム

② 講座登録申請フォーム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/56d9f431-192e-482e-871a-0b14d3323880/start>



②講座登録申請フォーム

(2) 締切

令和6年2月14日(水)

※令和6年3月から受講申込を開始する場合(講座実施は令和6年4月1日開始)の提出期限

(3) その他

ア その他詳細は横浜市ウェブページ(環境教育出前講座)をご参照ください。

【横浜市ウェブページ(環境教育出前講座)】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kankyo_kyoiku/demae/demae.html



横浜市ウェブページ
(環境教育出前講座)

イ 講座登録申請フォームでの手続きが困難な場合

横浜市ウェブページ(横浜市環境教育出前講座事務取扱要領)から「横浜市環境教育出前講座 講座登録申出書(第1号様式、別紙)」をダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、メールで送付してください。

なお、講師の方から本市への講座実施予定日の報告や、本市から講師の方宛ての講座決定通知や講座実施依頼などを横浜市電子申請・届出システムで行うよう準備を進めております。今後の手続きや本市とのやり取りがスムーズになりますので、可能限り、講座登録申請フォームからの手続きにご協力ください。

(ア) 横浜市ウェブページ(横浜市環境教育出前講座事務取扱要領)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kankyo_kyoiku/demae/demae_youryou.html



横浜市ウェブページ
(事務取扱要領)

(イ) 提出先

横浜市環境創造局政策課 ks-demae@city.yokohama.lg.jp

3 講座の登録決定

登録申出書の提出があった講座について、事務局で登録要件や講座内容等を確認し、登録を決定します。

講座の登録期間は、当該年度の3月31日までの1年間です。

講座は横浜市ウェブページに掲載され、広く申し込みを受け付けます。

4 環境教育出前講座 年間スケジュール(予定)

令和6年2月14日	登録申込締切(令和6年3月受講申込開始分)
令和6年2月中	登録内容の確認・調整、登録決定
令和6年3月	環境教育出前講座 受講申込受付開始
令和6年4月1日～	講座実施
令和7年2月末	受講申込受付終了

5 講師謝金 ※令和6年度予算の議決がお支払いの条件となります。

市民団体、NPO 法人等には、講座の実施に対し謝金をお支払いします。

ただし、謝金の支払い回数には予算の都合上限りがあります。

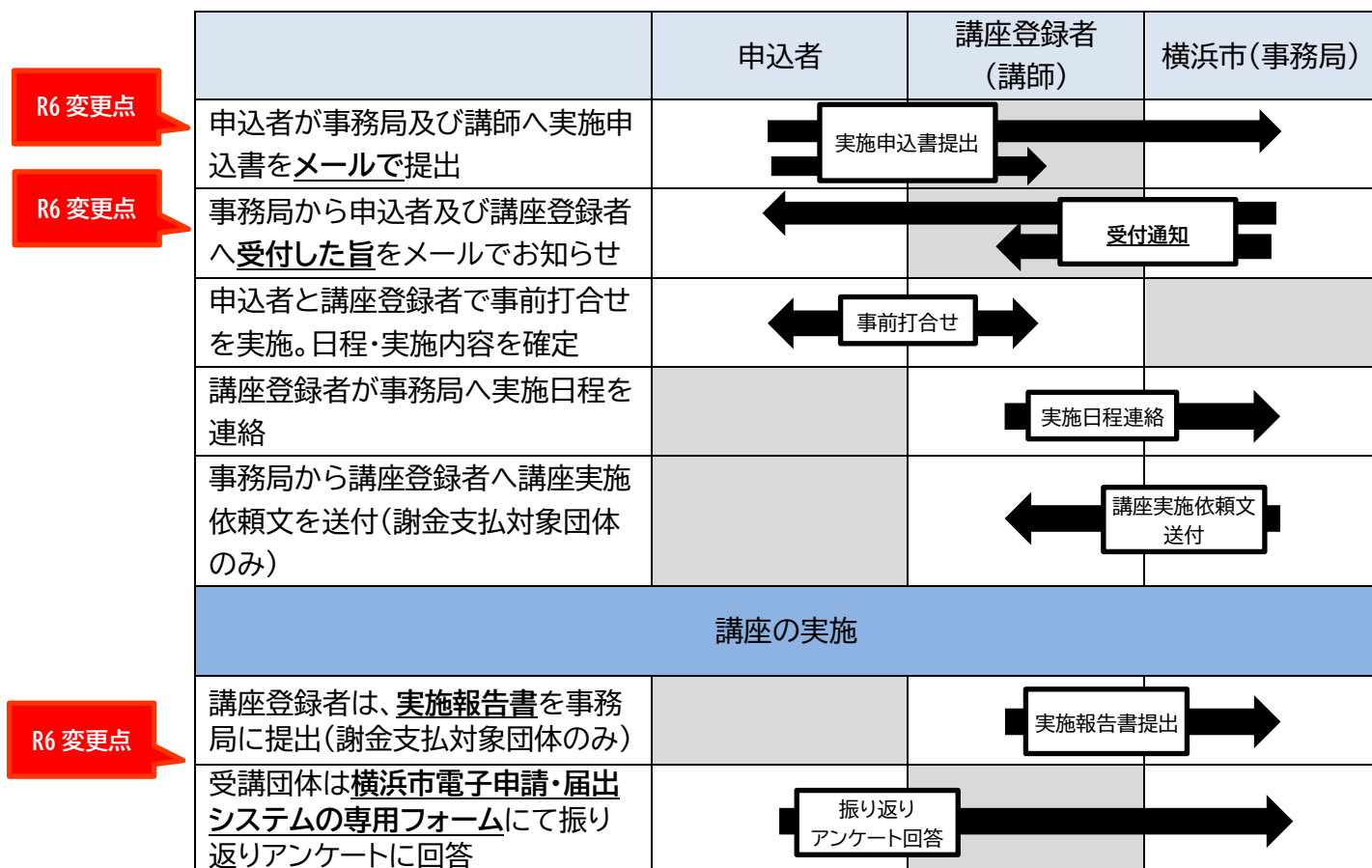
(1) 謝金金額:12,000円/回

(2) 謝金のお支払いは、実施後「実施報告書(写真添付要)」を事務局に提出することが要件です。

(3) 受講団体1団体※につき1回のみ支払います。

※学校の場合、クラスや学年単位ではなく、学校を1受講団体として捉えます。

6 講座開催までの流れ(参考)



<ご注意ください！令和6年度変更点について>

- ・申込者から事務局及び講座登録者(講師)へ実施申込書をメールで提出します。
- ・事務局から受講申込団体及び講座登録者へ受付連絡を行った後、申込者及び講座登録者で日程調整を行います。
- ・講座実施後、申込者が横浜市電子申請・届出システムの専用フォームにて振り返りアンケートに回答します。

<お問合せ先(事務局)>

横浜市環境創造局政策課 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
 TEL:045-671-2484 Email:ks-demae@city.yokohama.lg.jp